

● 食品ロスをめぐる現状

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**570万トン**（令和元年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約420万トン）の1.4倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,560台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**45kg** →年間1人当たりの米の消費量（約53kg）に近い量

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・ 食料自給率（カロリーベース）は**37%**
（農林水産省「食料需給表（令和2年度）」）

廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・ 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2.1兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について（令和元年度）」）

食料の家計負担は大きい

- ・ 食料が消費支出の**1/4以上**を占めている
（総務省「家計調査（2020年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・ 子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査」）



<世界>

世界の食料廃棄の状況

- ・ 食料廃棄量は年間**約13億トン**
- ・ 人の消費のために生産された食料のおよそ1/3を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）

世界の人口は急増

- ・ 2019年は約77億人、2050年には**約97億人と予測**
（国連「World Population Prospects The 2019」）

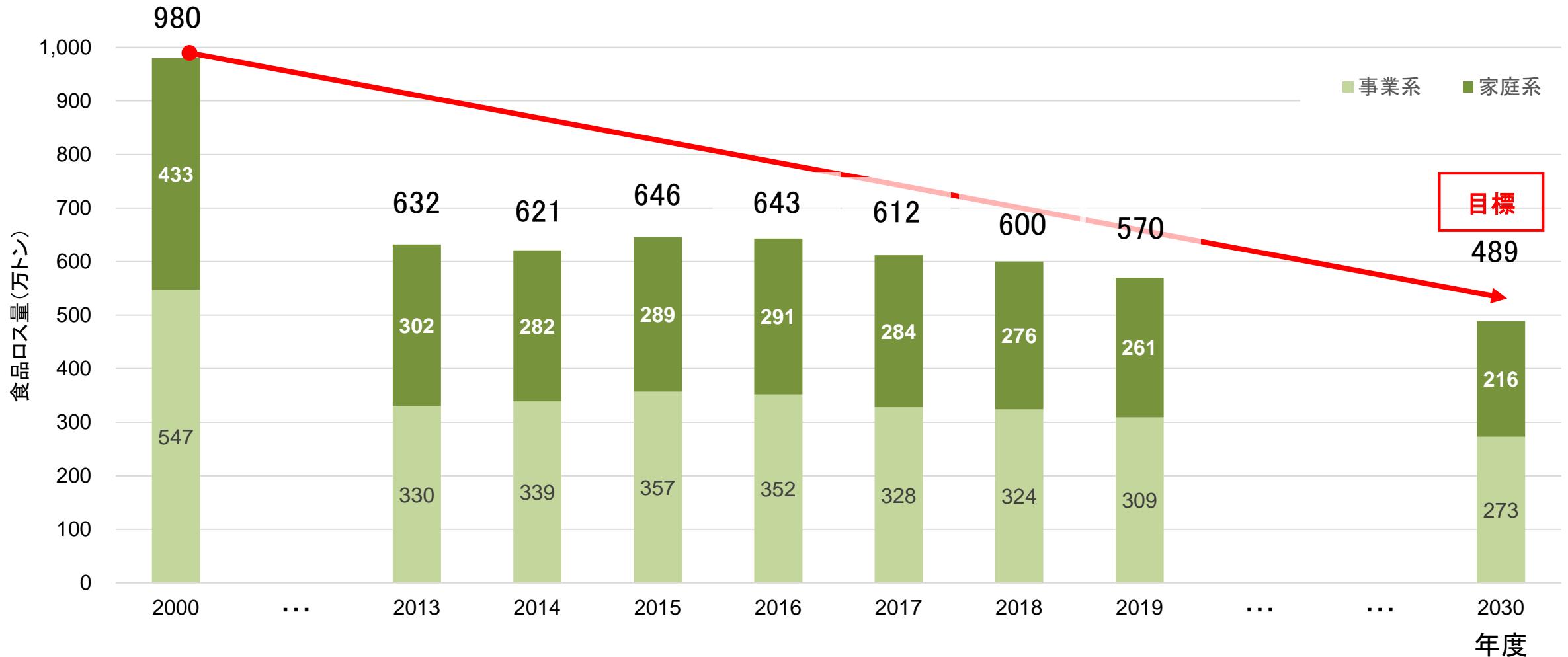
深刻な飢えや栄養不良

- ・ 飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約7.7億人**
- ・ 5歳未満の発育阻害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2021）」）



食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2030
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	216
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	273
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	489

(農林水産省及び環境省 推計)

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月1日施行

＜食品ロスの問題＞

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➔ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

※令和2年3月31日 閣議決定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

※食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）